

平成21年度事業報告書

第1 事業の概況

公益法人制度改革法が平成20年12月1日に施行されたことにより、当協会は、平成25年11月末までに新制度に移行する必要があることから、平成21年度において「将来構想に関する取組方針」を策定し、これに沿って、新制度への移行のための諸課題のほか、災害見舞事業の少額短期保険業への転換を視野に入れた諸課題等について、検討を進めてきました。

このような状況の中で、コンプライアンスの徹底が当協会の最重点課題との認識に立ちつつ、平成21年度は、年度末における集金等受託事業（以下「受託事業」という。）の円滑な廃止とそれに伴う平成22年度からの災害見舞事業の単独運営化に向けた基盤整備に全力を傾注し、それぞれの事業を運営してきました。

その概要は次のとおりです。

1 一般公益事業

簡易保険加入者の会の使命遂行及びラジオ体操・みんなの体操の普及推進等のため、次の施策を行いました。

(1) 加入者の会の事務処理

加入者の会の機関誌「あかるい家庭」を発行し、会員に配布しました。

(2) 簡易生命保険に関する調査・研究及び研究助成

平成21年度は「保険業界における企業理念の実態」について調査を実施しました。その成果については、本部に備え閲覧に供するほか、ホームページに掲載するなどして公益目的に資することとしています。

また、簡易生命保険をはじめ生命保険全般に関する諸問題について調査・研究を行う学者・実務家等への助成を行っている(財)かんぼ財団に研究助成を実施しました。

(3) 簡易生命保険事業功労者の顕彰

推薦団体等関係機関の動向を見守りつつ、今後の在り方について引き続き検討していくこととしています。

(4) ラジオ体操・みんなの体操の普及推進事業

ア ラジオ体操・みんなの体操の指導者を育成するため以下の施策を実施しました。

(ア) (社)全国子ども会連合会と連携し、地方における子ども会指導者等に対してラジオ体操・みんなの体操指導者講習会を、全国3会場（宇都宮市、さいたま市、鴨川市）で実施しました。

(イ) 小学校教員を対象とした講習会（墨田区、八潮市）に講師を派遣しました。

(ウ) 全国ラジオ体操連盟（以下「全ラ連」という。）公認指導者資格認定試験は、大分市（11月1日）、東京都（11月8日）、長野市（11月15日）において実施し、当協会も支援しました。平成21年度の認定者数は1級20名、2級29名、指導員432名でした。

イ 市民の健康づくり等を指向する地方公共団体と連携して、ラジオ体操・みんなの体操講習会を6地域（鶴ヶ島市、相模原市、横須賀市、我孫子市、高崎市、大分市）で実施しました。また、地域のラジオ体操普及活動を支援するため、ラジオ体操スタンブカード等の作成配布を行いました。

ウ 高齢者の健康増進等に資するため、「高齢者福祉施設におけるみんなの体操実演会」を全国10施設（北見市、函館市、江東区、品川区、金沢市、名古屋市、富田林市、豊中市、広島市東区、広島市安佐南区）において開催しました。

エ ラジオ体操の効用を調査し今後の普及推進活動の一助とするため、「ラジオ体操が高齢者の身体機能に与える影響についての調査研究」を実施しました。

オ 全ラ連のラジオ体操普及推進活動に対して助成をしました。

カ 全ラ連主催の「全国ラジオ体操連盟のあり方等に関する調査研究会」に参画・協力しました。

キ 全ラ連の事務局として、全ラ連機関紙の発行（10月）、全ラ連の理事会・評議員会の開催（5月）、資格認定試験の実施（11月）、調査研究会の開催（平成21年4月～平成22年3月）、(株)かんぼ生命、NHK、全ラ連共催による1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭、夏期巡回・特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会（5月～10月）及びラジオ体操優良団体等の表彰（7月～12月）の実施等の業務を行いました。

(5) 新たな公益目的事業の検討等

寄附行為の変更も視野に入れながら新たな公益目的事業の企画検討を行ってきましたが、「公益認定等ガイドライン」及び「公益目的事業のチェックポイント」等を踏まえながら、引き続き検討していくこととしています。

2 災害見舞事業

受託事業の廃止に伴う平成22年度からの見舞事業の単独運営化に向けた効率化を図るため、直営の営業拠点であった出張所及び営業所を平成22年3月末までにすべて廃止し、業務委託方式に全面的に変更しました。

平成21年度の寄金収入は、経営目標額104.3億円に対し98.4億円（対：目標推進率94.4%）、新規は、目標額10.0億円に対し5.9億円（対：目標推進率58.7%）でした。

他の経営指標は、寄金継続率89.8%、自動継続払込率50.9%でした。

しかし、大規模な災害がなかったことから見舞金の贈呈が当初見込み額40.0億円に対し21.9億円に止まったことに加えて、経費の節減に取り組んだこともあり、特別危険準備金は、新たに31.6億円を組み入れ累計額で350.7億円となりました。

また、業務の正規取扱等指導体制を一層強化し、コンプライアンスの徹底を図った結果、重大事故等は前年度より減少しました。

これらの具体的な取組みは次のとおりです。

(1) 単独事業運営体制の構築

年度当初444か所あった出張所等は、直営の営業拠点であった出張所及び営業所を平成22年3月末までにすべて廃止し、業務委託方式に変更した結果、22年3月末において194か所の代理店と16か所の事務局になりました。

(2) 営業力・マネジメント力の強化

各地方本部に1人配置していた営業指導専門役に替え、平成22年度から原則各都道府県に1人支部長を配置することとし、営業等指導力及びマネジメント力の強化を図るため、平成21年度において、支部長予定者の事前研修を実施しました。

(3) 業務運営態勢の強化、コンプライアンスの強化

ア 業務指導の実施

不祥事案の根絶に向け、監査結果とリンクした業務指導の年間実施計画を策定し、会議・研修を通じて業務指導を行い職員、参与へのコンプライアンスの確実な浸透・定着を図りました。

イ 研修及びモニタリングの実施

見舞支払事象が発生した場合の实地調査能力や書類審査能力のレベルアップを図るための研修を行い、支払体制の充実を図りました。

また、モニタリングも9地方管内で実施し業務指導の浸透を図りました。

ウ お客さまの声の活用

お客さまからいただいた声の共有化を図るとともに、これを制度改正に生かし、一部損壊の支払条件の緩和、自動継続払込の指定口座をゆうちょ銀行以外の銀行に拡大、フリーコールの全国拡大等の制度改正を行い、サービスの改善を図りました。

(4) 見舞事業の将来構想

少額短期保険業者への転換の準備については、平成21年6月29日の理事会、評議員会の議決を経て具体的な取組みを始め、分野毎（組織、商品設計、営業体制、システム設計、コンプライアンス等）に検討チームを編成し、各分野のあるべき姿を実現するためにはどのような問題・課題があり、また、それらを克服するためにはどのようなことを実施する必要があるのか等の検討を鋭意行ってきました。

その後、保険業法改正の動きが生じてきたことから、その動向を見守りつつ、引き続き検討を行っていくこととしています。

3 集金等受託事業

平成20年3月の理事会、評議員会における「受託事業は、平成22年3月末をもって事業を廃止することとして今後の事業運営にあたる」との機関決定を踏まえ、平成21年度においては、集金等事務委託契約（以下「団体委託契約」という。）の解約を段階的に推進し、平成22年3月末をもって事業廃止の運びとなりました。

(1) 受託事業運営状況

ア 受託事業における平成21年度始の受託規模は、受託団体数7千団体、契約件数75万件、受託保険料148億円でしたが、団体委託契約の解約を段階的に推進し平成22年3月末において全ての団体と解約を終了しました。

イ 平成21年度中に団体委託契約を解約した団体は7,133団体であり、対応状況別内訳は次のとおりです。

なお、団体数には年度途中で会員数不足等により自然解散した団体が含まれています。

① 平成21年度中に活動期間が終了し団体委託契約を解約した団体は1,878団体です。

② 団体委託契約を解約後、自主運営により継続となる団体は1,681団体で、うち地域団体は501団体、同趣同好団体は1,180団体です。

③ 団体委託契約の解約に伴って解散した団体は3,574団体で、うち地域団体は505団体、同趣同好団体は3,069団体です。

④ 継続団体と解散団体の割合は、3：7となっています。

ウ 平成21年度の受託事業損益については、収益が約19億円（前年度は約38億円で同期比51.1%）、費用は約49億円（前年度は約44億円で同期比113.0%）となり、当期正味財産増減額は約30億円のマイナスとなりました。

注：今年度の費用には、受託事業の廃止に伴う団体への返戻金約13億円を含んでいます。

(2) コンプライアンスの徹底

平成21年度末における事業廃止を円滑に完結させるため、年度中における個人情報の保護管理の徹底に努めたほか、行事費積立金等資金の厳格な取扱いによる適正な管理や業務の正規取扱いを徹底するなど、コンプライアンスの強化を図りました。

4 各部門に共通する重要課題の取組み

～コンプライアンスの徹底と組織・要員の抜本的効率化の推進～

コンプライアンスについては、引き続き当協会の最重点課題として位置づけ、体制の強化やコンプライアンス強化策に取り組む等、その徹底に取り組みました。

また、受託事業の廃止に伴い、直営の営業拠点であった出張所を平成21年度末に向けてすべて廃止するとともに、これに伴う職員の大量離職については、転職支援等の配慮をしつつ、数次にわたり勧奨退職を実施しました。

(1) コンプライアンスの徹底

ア コンプライアンス推進体制の強化

(ア) コンプライアンス委員会を中心とした施策の推進

コンプライアンス委員会を定例開催（毎月）したほか案件の発生に伴い臨時に開催し、3月末までに19回開催し、都度、協会のコンプライアンス対応について審議し必要な決議を行いました。

(イ) 平成21年度コンプライアンス・プログラムの策定・実施

平成21年度におけるコンプライアンス・プログラムを策定し、各プログラムを計画的に実施。7月、12月、3月時点でフォローアップを行い、着実な推進を図りました。

(ウ) 「コンプライアンス強化月間」の設定と取り組み

前年度に引き続き、コンプライアンス強化月間（10月～11月）を設定し、期間中次の施策を実施し、協会職員等の意識改革を推進しました。

① セミナー等の開催

協会本部全職員、関東及び東京地方本部幹部職員を対象に、「雪印の失敗と企業再生の歩み」のテーマで元雪印乳業株式会社幹部による講演会を開催し、危機管理とコンプライアンスの重要性を実例から学んだほか、専門家を招いて「コンプライアンスに関する勉強会」を開催し、今後のコンプライアンス態勢の整備について学びました。

② 指導専門役等研修

地方本部の営業指導専門役、見舞業務指導役、見舞営業課長、見舞業務課長を対象に、専門家を招き、「身の回りのリスクの存在とその対策」について研修を行いました。

③ 個人情報保護教育用DVD（「消えた個人情報」）の製作と研修

基本動作の徹底を図るための研修材料として、個人情報媒体の紛失をテーマに、基本動作の大切さと事故の影響を内容としたDVDを製作し、平成21年度は本部及び地方本部で全職員を対象に研修を行いました。次年度からは、地方本部による参与等の研修を実施していくこととしています。

④ eラーニングの実施

協会本部全職員、地方本部全職員を対象に、個人情報保護を内容としたeラーニングによるコンプライアンス研修（コンプライアンステストを含む。）を実施しました。本施策は今後も継続・拡大し実施していくこととしています。

(エ) コンプライアンス相談窓口及びコンプライアンス通報窓口（ヘルプライン）の周知徹底

総合監査の際に臨所したすべての事業所について、コンプライアンス相談窓口及びコンプライアンス通報窓口（ヘルプライン）の事務室内掲示及び参与等への周知が徹底されていることを確認しました。

(オ) 重点的モニタリングの実施

見舞事業及び受託事業の両部門において、平成21年度におけるモニタリング実施計画を策定し、協会本部の施策に反映させるため、リスクの高い分野に対するモニタリングを実施しました。

また、コンプライアンス推進部においても、総合監査で指摘事項の多かった出張所等に対し無通告による改善状況を実査したほか、地方本部における内部統制状況のモニタリングを実施し、地方本部の管理態勢の把握に努めました。

イ 事故犯罪の防止と個人情報の保護・管理の強化

(ア) 個人情報保護管理教育基本計画の策定・実施

平成21年度の個人情報保護管理教育基本計画及び実施計画を策定し、年間カリキュラムに沿って、協会本部、地方本部及び出張所において実施し、個人情報保護管理の徹底を図りました。

(イ) 職員及び受託者に対する教育・研修の充実

各出張所において、個人情報保護管理教育実施計画書に沿ったコンプライアンス・個人情報の保護管理の徹底と基本動作の現地確認を行わせ、毎月、その実施状況を報告させるとともに、総合監査の際に臨所したすべての事業所において実施状況を確認しました。

(ウ) 個人情報の管理プロセスの徹底

個人情報の取得（出力）から廃棄処分に至る管理プロセスの適正な処理について、毎月の「コンプライアンス・防犯の日」や研修の場を通じて徹底を図らせ、定められた手続きによる処理（記録簿に記録）状況を、総合監査の際に臨所したすべての事業所について確認しました。

(エ) 業務指導の強化

見舞事業及び受託事業において、平成21年度業務指導実施計画を策定し、地方本部長会議、関係課長会議等を通じて不祥事案の未然防止指導等を強化しました。

ウ 内部監査の充実

協会本部による地方本部（11か所）に対する監査は、監査部を中心に独立性の高い監査体制の充実に努めるとともに、事故犯罪の防止及びコンプライアンスの徹底に視点を置いた監査を実施し、延140件の指摘事項について改善が図られました。

地方本部による監査についても、同様の視点から出張所（見舞営業所を含む）151か所、都市型見舞事務局119か所、見舞事務局150か所、全ての事業所について実施し、延1,490件の指摘事項について改善が図られました。

また、無通告で行う特別監査についても、不祥事案を発生させた出張所を中心に8か所の出張所及び1地方本部に対して実施し、再発防止策が徹底されていることを確認しました。

さらに、協会本部については、従来各部から選出された者が自治監査を行っていましたが、平成21年度からは監査部員が監査を行うこととし、8件の指摘事項について改善したほか、地方本部の自治監査について年1回の徹底、出張所等の自治監査について年1回から2回に増加等、取組みの強化に努めました。

(2) 職員の離職対策等

受託事業の廃止に伴って、見舞事業における直営の営業拠点でもあった出張所をすべて廃止することとしたことから、職員の大量離職に向け、早い段階から職員に対し当協会の現状等を説明するとともに、意向確認に重点を置いた職員との対話に取り組み、退職勧奨を実施しました。

その結果、継続雇用の臨時職員を含め、出張所に勤務する職員全員から退職届を円滑に受理することができ、また、雇用対策法に基づき公共職業安定所へ「再就職援助計画」の申請を行った結果、年度末離職者全員に「再就職援助計画対象労働者証明書」を交付することができました。

なお、短期雇用臨時職員を含む全職員を対象に、転職支援を希望する者に対しては、転職支援サービス会社に委託して、再就職支援を行いました。

第2 会議の開催

財団法人簡易保険加入者協会寄附行為第22条により、評議員会、理事会を次のとおり開催しました。

1 評議員会

開催回	開催年月日 開催場所	議 事	参 考
第172回	H21.6.29 パストラル	○議案 第1号：平成20年度事業報告書（案） 第2号：平成20事業年度財務諸表（案） 第3号：将来構想に関する取組方針（案） 第4号：理事の選任（案） ○説明事項 総務省からの報告徴求に対する報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案はいずれも全員賛成（書面表決を含む。）で承認された。 ・ 26名中、20名出席（6名は書面表決により賛成）
第173回	H21.7.17 書面表決	○議案 任期满了に伴う役員の選任（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案は全員賛成で承認された。
第174回	H21.8.18 書面表決	○議案 監事の選任（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案は全員賛成で承認された。
第175回	H22.3.17 ゆうぽうと	○議案 第1号：平成22年度事業計画書（案） 第2号：平成22年度収支予算書（案） ○説明事項 平成21年度事業運営状況 将来構想の検討状況 寄金拠出者に対する自主規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案はいずれも全員賛成（書面表決を含む。）で承認された。 ・ 26名中、18名出席（8名は書面表決により賛成）

2 理事会

開催回	開催年月日 開催場所	議 事	参 考
第1回	H21.6.29 パストラル	○議案 第1号：平成20年度事業報告書（案） 第2号：平成20事業年度財務諸表（案） 第3号：将来構想に関する取組方針（案） ○説明事項 総務省からの報告徴求に対する報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案はいずれも全員賛成（書面表決を含む。）で承認された。 ・ 14名中、12名出席（2名は書面表決により賛成）
第2回	H21.6.29 パストラル	○議案 理事長及び専務理事の互選（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案は全員賛成（書面表決を含む。）で承認された。 ・ 14名中、12名出席（2名は書面表決により賛成）
第3回	H21.7.24 書面表決	○議案 委嘱期間満了に伴う評議員の委嘱（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案は全員賛成で承認された。
第4回	H21.8.1 書面表決	○議案 理事長及び専務理事の互選（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案は全員賛成で承認された。
第5回	H22.2.1 書面表決	○議案 災害見舞制度改正について（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案は全員賛成で承認された。
第6回	H22.3.17 ゆうぼうと	○議案 第1号：平成22年度事業計画書（案） 第2号：平成22年度収支予算書（案） ○説明事項 平成21年度事業運営状況 将来構想の検討状況 寄金拠出者に対する自主規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案はいずれも全員賛成（書面表決を含む。）で承認された。 ・ 14名中、11名出席（3名は書面表決により賛成）
第7回	H22.3.30 書面表決	○議案 災害見舞制度改正について（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案は全員賛成で承認された。